

産業廃棄物収集運搬業			許可品目																						
都道府県 ・政令市	許可番号	許可年月日 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	コンクリートくず	鉱さい	がれき類	石綿含有物	動物ふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	動物系固形不要物	
佐賀県	普	H26.5.14 R3.5.13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	H26.5.14 R3.5.13	○	○	○	○	○												○	○		○			
福岡県	普	R1.8.11 R6.8.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	
	特	R1.8.11 R6.8.10	○	○	○	○	○												○	○		○			
長崎県	普	R1.7.13 R6.7.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	R1.7.13 R6.7.12	○	○	○	○	○												○	○		○			
熊本県	普	H29.5.8 R4.5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	R2.11.25 R7.11.13	○	○	○	○	○												○	○		○			
山口県	普	H30.11.15 R5.11.14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	H30.11.15 R5.11.14	○	○	○	○	○												○	○		○			
産業廃棄物処分業			許可品目																						
普通	佐賀県	H26.5.14 R3.5.13		○				○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					



(第 1 面)

(更新)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 3 年 4 月 20 日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

申請者 〒847-0025
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
株式会社 ナラタ
氏 名 代表取締役 羽根信夫
電話番号 0955-77-1795

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること)		別紙1.のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所	〒847-0025 佐賀県唐津市宇木435番地1 電話番号 0955-77-1795
	事業場	別紙2.のとおり
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)		別紙3.のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ		別紙4.のとおり
事業のように供する施設の処理方式、構造及び施設の概要		「様式第七号の2」及び「様式第七号の3」のとおり
※ 事 務 処 理 欄		

提出手続代行者
TEL (0955) 745754
行政書士 熊本郁





式第十七号(第十条の二十三関係)

特別管理産業廃棄物処理業変更届出書

令和3年4月20日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

届出者 〒847-0025
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社 ナラタ
代表取締役 羽根信夫
電話番号 0955-77-1795

平成26年6月27日付け第04175060319号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第3号に掲げる事項を除く。)	業の廃止	特別管理産業廃棄物処分業許可 第04175060319号

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな)	生年月日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所
別紙のとおり		

廃 止 の 由	施設の廃止
---------	-------



備考 1. この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2. 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同様に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

提出手続代行者 行政書士 熊本郁夫
TEL (0955) 74 5754



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 3 年 4 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

申請者 〒847-0025
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
株式会社 ナラタ
氏 名 代表取締役 羽根信夫
電話番号 0955-77-1795

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

別紙1.のとおり

事務所及び事業場の所在地

事務所

〒847-0025 佐賀県唐津市宇木435番地1
電話番号 0955-77-1795

事業場

別紙2.のとおり

事業の用に供する施設の
種類及び数量

別紙(第2面「3. 運搬施設の概要」)のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積上げることができる高さ。

別紙1.のとおり



※ 事務処理欄

提出手続代行者 行政書士 熊本 都

TEL (0955) 745





特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 3 年 4 月 13日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

申請者 〒847-0025
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社 ナラタ
代表取締役 羽根 信夫
電話番号 0955-77-1795

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

別紙のとおり

(積替え・保管行為を含まない)

事務所及び事業場の所在地

事務所

〒847-0025 佐賀県唐津市宇木435番地1

電話番号 0955-77-1795

事業場

佐賀県佐賀市兵庫町大字西瀬字一本柳1680番2

電話番号 0952-30-4434

事業の用に供する施設の種類及び数量

別紙(第2面「3. 運搬施設の概要」)のとおり

積替え又は保管を行う場合に、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ。

(積替え・保管行為を含まない)



※ 事務処理欄

提出手続代行者 行政書士 熊本



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 平成26年（2014年）5月14日

許可の有効年月日 令和3年（2021年）5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、ばいじん及び第13号廃棄物並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスく
ず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上17種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除
く。）

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラ
スチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上12種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を
行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 佐賀県佐賀市兵庫町大字西淵1680番2					
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考	
廃プラスチック類	87.5㎡	133.9㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
金属くず	71.6㎡	68.2㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
木くず	37.3㎡	31.4㎡	1.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、金属くず、ガラ スくず・コンクリートくず、陶磁器 くず（廃石膏ボードを除く。）、 がれき類	91.0㎡	95.4㎡	1.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず、陶磁器くず（廃石膏ボード を除く。）、がれき類	90.1㎡	114.4㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、繊維くず	14.9㎡	15.4㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）	
石綿含有産業廃棄物	7.4㎡	7.7㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）	
紙くず	23.8㎡	64.7㎡	—	コンクリート床（屋内）	
ガラスくず・コンクリートくず・陶 磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	24.5㎡	66.6㎡	—	コンクリート床（屋内）	
廃油	2.0㎡	0.3㎡	—	ドラム缶（屋内）	
水銀使用製品産業廃棄物	1.5㎡	5.9㎡	1.3m	コンクリート床（屋外）	

（裏面へ）

(産業廃棄物収集運搬業)

(裏面へ)

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5月14日
平成26年11月 7日

更新許可
変更届

優良基準適合
積替え保管を行う産業廃棄物の種類（汚泥、廃酸、廃アルカリ、繊維くず及びゴムくず）の追加及び積替え保管施設の面積、保管上限及び高さの変更
積替え保管を行う産業廃棄物の面積、保管上限及び高さの変更
積替え保管を行う産業廃棄物の面積、保管上限及び高さの変更
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る産業廃棄物の種類及び積替え・保管を行う産業廃棄物の種類の記載の変更
代表者の変更 以下余白

平成27年 4月24日
平成28年 7月22日
平成29年10月 4日

変更届
変更届
変更届

令和 元年 7月26日

変更届

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
無



所 在 地		佐賀県唐津市宇木855番、856番2、857番、859番1、950番21、950番24、950番25、950番26、950番34			
産業廃棄物の種類		面 積	保管上限	高 さ	備 考
木くず		48.0㎡	64.0㎡	2.0m	コンクリート床 (屋外)
金属くず		53.04㎡	30.05㎡	1.7m	コンクリート床 (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず		46.8㎡	52.65㎡	1.5m	コンクリート床 (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		146.35㎡	127.57㎡	2.45m	コンクリート床 (屋外)
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		50.0㎡	103.5㎡	1.5m	再生クラッシュラン土間 (屋外)
汚泥		27.5㎡	15.46㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		31.9㎡	49.89㎡	2.34m	鉄製コンテナ (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		67.6㎡	61.84㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
石綿含有産業廃棄物		8.4㎡	7.73㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
紙くず、木くず、繊維くず		69.3㎡	106.84㎡	2.34m	鉄製コンテナ、フレコンバック (屋外)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		34.0㎡	44.94㎡	2.34m	鉄製コンテナ、フレコンバック (屋外)
廃油		0.25㎡	0.2㎡	0.89m	ドラム缶 (屋外)
廃酸		0.25㎡	0.2㎡	0.89m	ドラム缶 (屋外)
廃アルカリ		0.25㎡	0.2㎡	0.89m	ドラム缶 (屋外)
紙くず		26.88㎡	35.84㎡	—	コンクリート床 (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)		28.5㎡	38.0㎡	2.0m	コンクリート床 (屋内)
水銀使用製品産業廃棄物		1.5㎡	5.9㎡	1.3m	コンクリート床 (屋内)

所 在 地		佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3734番11			
産業廃棄物の種類		面 積	保管上限	高 さ	備 考
木くず		180.0㎡	183.33㎡	2.5m	コンクリート床 (屋外)
金属くず		30.72㎡	12.28㎡	1.2m	コンクリート床 (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類		30.6㎡	31.16㎡	1.3m	コンクリート床 (屋外)
		36.3㎡	32.6㎡	1.1m	コンクリート床 (屋外)
		63.0㎡	32.97㎡	1.57m	コンクリート床 (屋外)
		74.0㎡	45.63㎡	1.85m	コンクリート床 (屋外)
		60.0㎡	103.5㎡	2.34m	鉄製コンテナ (屋外)
		114.0㎡	69.57㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
紙くず、木くず、繊維くず		81.0㎡	46.38㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)		25.2㎡	15.46㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
石綿含有産業廃棄物		18.0㎡	7.73㎡	1.42m	鉄製コンテナ (屋外)
廃油		2.25㎡	0.6㎡	0.9m	ドラム缶 (屋内)

許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
変更届 変更届 変更届	平成29年 7月 5日 平成29年 9月 1日 平成29年10月 4日		車両の変更(2台追加) 車両の変更(1台追加) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有 ばいじん等に係る産業廃棄物の種類及 び積替え・保管を行う産業廃棄物の種 類の記載の変更
変更届 変更届 変更届 変更届	平成31年 4月25日 令和 元年 7月26日 令和 2年 6月26日 令和 2年 8月 3日		車両の変更(2台追加) 代表者の変更 車両の変更(4台廃止・1台追加) 車両の変更(1台追加)

禁複製

事業の用に供する施設

運 搬 車 船	佐賀100さ6607, 佐賀100さ6625, 佐賀100は2485, 佐賀100さ9582, 佐賀100さ9604, 佐賀100は3332, 佐賀100す1568, 佐賀400そ7925, 佐賀480け9075, 佐賀100は3832, 佐賀100は3833, 佐賀100す3999, 佐賀100は3996, 佐賀100は4025, 佐賀100す5028, 佐賀100す5029, 佐賀100す5135, 佐賀100す6208, 佐賀400た5933, 佐賀100す7121, 佐賀100す7185 以上21台
------------------	---

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、
環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

許可番号 04155060319

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日

平成26年（2014年） 5月14日

許可の有効年月日

令和 3年（2021年） 5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻 （カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥 （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

ばいじん （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5月14日 更新許可 優良基準適合
令和 元年 7月26日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

佐賀県

許可の状況

(特別管理産業廃棄物収集運搬業)

氏 名	株式会社ナラタ	許可番号	04155060319
住 所	佐賀県唐津市宇木435番地1	電話番号	0955-77-1795
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
事業場の所在地	佐賀県佐賀市兵庫町大字西淵1680番2	電話番号	0952-30-4434
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可 変更許可	平成11年 5月14日 平成15年 2月 5日	4155060319	収集運搬業（積替え・保管を含まない） 特別管理産業廃棄物の種類（廃油、廃酸及び廃アルカリ）の追加
更新許可 変更許可	平成16年 5月14日 平成17年 9月27日		特別管理産業廃棄物の種類（燃え殻、汚泥及びばいじん）の追加
更新許可 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 更新許可 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届	平成21年 5月14日 平成21年 5月21日 平成22年 7月23日 平成24年 4月 5日 平成24年 5月22日 平成24年11月 1日 平成25年 3月 5日 平成25年12月16日 平成26年 5月14日 平成26年 9月30日 平成27年 4月23日 平成28年 1月 4日 平成28年 5月11日 平成28年 7月22日 平成29年 7月 5日 平成29年 9月 1日 平成31年 4月25日 令和 元年 7月26日 令和 2年 6月26日 令和 2年 8月 3日	04155060319	車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 代表者及び車両の変更（2台廃止） 車両の変更（1台廃止） 車両の変更（2台追加） 優良基準適合 車両の変更（1台追加） 車両の変更（2台追加） 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台廃止・1台追加） 車両の変更（2台追加） 車両の変更（1台追加） 車両の変更（2台追加） 代表者の変更 車両の変更（2台廃止・1台追加） 車両の変更（1台追加）
事 業 の 用 に 供 す る 施 設			
運搬車船	佐賀 100さ6607, 佐賀 100さ6625, 佐賀 100は2485, 佐賀 100さ9582, 佐賀 100さ9604, 佐賀 100は3332, 佐賀 100す1568, 佐賀 400そ7925, 佐賀 480け9075, 佐賀 100は3832, 佐賀 100は3833, 佐賀 100す3999, 佐賀 100は3996, 佐賀 100は4025, 佐賀 100す5028, 佐賀 100す5029, 佐賀 100す5135, 佐賀 100す6208, 佐賀 400た5933, 佐賀 100す7121, 佐賀 100す7185 以上21台		

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川



許可の年月日 令和 元年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）

以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- なし

3. 許可の条件
- なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月11日

更新許可

平成21年 8月11日

更新許可

平成26年 8月11日

更新許可

令和 元年 7月22日

変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

令和 元年 8月11日

更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無
- （積替え許可を有している場合には、市名及び許可番号を記載すること。）
- 市名 許可番号
- 以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※ 更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

許可番号 04050060319

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川



許可の年月日 令和 元年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

- 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)
裏面のとおり
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成15年 2月 4日 変更許可により取扱品目(廃油、廃酸、廃アルカリ)の追加
平成16年 8月11日 更新許可
平成21年 8月11日 更新許可
平成23年 9月 1日 変更許可により取扱品目(燃え殻、汚泥、ばいじん)の追加
平成26年 8月11日 更新許可
令和 元年 8月11日 更新許可
以下余白
- 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※ 更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7品目 以下余白

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

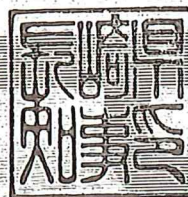
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ 代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 7月13日 新規許可

平成16年 7月13日 更新許可

平成21年 7月13日 更新許可

平成26年 7月13日 更新許可

令和 元年 7月13日 更新許可

令和 元年 7月29日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナタ 代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸

(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ

(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

禁複写

廃石綿等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類（積替え・保管行為を含まない。)

(裏面へつづく)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	7月13日	新規許可
平成16年	7月13日	更新許可
平成21年	7月13日	更新許可
平成23年	8月23日	変更許可
平成26年	7月13日	更新許可
令和元年	7月13日	更新許可
令和元年	7月29日	変更届出 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

禁複写

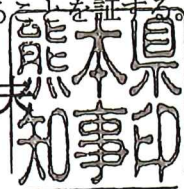
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成 29 年 5 月 8 日
(2017 年)
許可の有効年月日 令和 4 年 5 月 7 日
(2022 年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	○	—	—
木くず	○	—	—
繊維くず	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鋳さい	—	—	○
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	—	○
燃え殻	—	—	○
汚泥	—	○	—
廃油	—	○	○
廃酸	—	○	○
廃アルカリ	—	○	—
廃プラスチック類	○	○	—
政令第2条第13条に規定する廃棄物	—	—	—
上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白			

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」
3. 許可の条件
 (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
 (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成19年（2007年）5月8日付けで新規許可
 (2) 平成24年（2012年）5月10日付けで更新許可
 (3) 平成24年（2012年）11月8日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：檜田 正利）

(裏面に続く)

(裏面)

- (4) 平成29年(2017年)3月31日付けで更新許可
(5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

禁複写

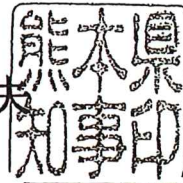
許可番号 第04355060319号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和2年11月25日
(2020年)許可の有効年月日 令和7年11月13日
(2025年)

1. 事業の範囲

事業区分	収 集 運 搬 業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
	廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

(裏面に続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年(2005年)11月14日付けで新規許可
- (2) 平成22年(2010年)11月24日付けで更新許可
- (3) 平成24年(2012年)11月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 正利)
- (4) 平成27年(2015年)11月13日付けで更新許可
- (5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)
- (6) 令和2年(2020年)11月25日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市町が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別紙)

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	ばいじん	燃え殻	汚泥
アルキル水銀化合物	○	/	○
水銀又はその化合物	○	/	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○
有機燐化合物	/	/	/
六価クロム化合物	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○
シアン化合物	/	/	/
トリクロロエチレン	/	/	/
テトラクロロエチレン	/	/	/
ジクロロメタン	/	/	/
四塩化炭素	/	/	/
1, 2-ジクロロエタン	/	/	/
1, 1-ジクロロエチレン	/	/	/
シス-1, 2-ジクロロエチレン	/	/	/
1, 1, 1-トリクロロエタン	/	/	/
1, 1, 2-トリクロロエタン	/	/	/
1, 3-ジクロロプロペン	/	/	/
チウラム	/	/	/
シマジン	/	/	/
チオベンカルブ	/	/	/
ベンゼン	/	/	/
セレン又はその化合物	○	○	○
1, 4-ジオキサン	/	/	/
ダイオキシン類	○	○	○

※ 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

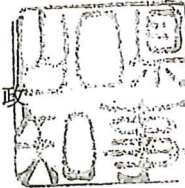
許可番号 第03500060319号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許可の年月日

平成30年11月15日

許可の有効年月日

令和5年11月14日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上17種類

禁複写

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月15日 更新許可
令和元年7月26日 変更届(変更事項:代表者(変更前:楢田将悟))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

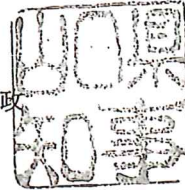
許可番号 第03550060319号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

平成 30 年 11 月 15 日

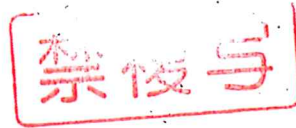
許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5 年 11 月 14 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月15日 更新許可

令和 元年 7月26日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 檜田将悟))

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

以上7種類

禁複写

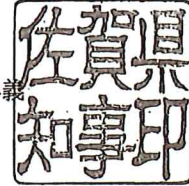
産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成26年（2014年）5月14日
許可の有効年月日 令和 3年（2021年）5月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
切 断	がれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、廃棄物焼却施設に係るものに限る。） 以上4種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
洗浄・分離	燃え殻、汚泥及びばいじん（廃棄物焼却施設に係るものに限る。） 以上3種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。）以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	破砕施設（移動式）（2号機）	破砕施設（固定及び移動式）（3号機）
産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類
設置場所	唐津市枝去木字捨梶93、94-9、 94-16、94-17	唐津市宇木字栗崎856-2、857、 859-1、字釜太郎950-21、 950-24、950-25
設置年月日	平成10年2月20日	平成13年1月18日
処理能力	240m ³ /日（8時間）	112m ³ /日（8時間）
許可年月日	平成13年2月1日（みなし）	平成13年2月1日（みなし）

（裏面へ）

施設の種類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ただし、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずは廃石膏ボードを除く。
設置場所	唐津市宇木字栗崎856-2、857、859-1、字釜太郎950-21、950-24、950-25	
設置年月日	平成12年12月29日	平成13年9月20日
処理能力	1.1.04t/日(8時間)	3.2t/日(8時間)
許可年月日	平成13年2月1日(みなし)	

施設の種類	切断施設	洗浄・分離施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業(切断)にある産業廃棄物の種類全て	1. の中間処理業(洗浄・分離)にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	唐津市宇木字栗崎856-2、857、859-1、字釜太郎950-24、950-25	
設置年月日	平成17年1月20日	平成17年1月20日
処理能力	4.0t/日(8時間)	洗浄能力(使用水量) 3.2t/日(8時間)

施設の種類	破碎施設(固定式及び移動式)	破碎施設(固定式)
産業廃棄物の種類	木くず、繊維くず及び廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734-11	
設置年月日	平成23年1月6日	平成23年1月14日
処理能力	木くず 4.56t/日(8時間) 繊維くず 0.99t/日(8時間) 廃プラスチック類 0.84t/日(8時間)	4.8t/日(8時間)

施設の種類	破碎施設(固定式)	固化施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃蛍光管に限る。)	汚泥
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734-11	
設置年月日	平成24年11月15日	平成24年6月1日
処理能力	1.9t(8,640本)/日(8時間)	512m³/日(8時間)

(次葉へ)

佐知

施設の種類	破砕施設(固定式及び移動式)	破砕施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)及びがれき類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)及びがれき類
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734-11	佐賀市兵庫町大字西洲1680番2
設置年月日	平成23年10月5日	平成27年4月10日
処理能力	廃プラスチック類 3.8t/日(8時間) 紙くず 9.4t/日(8時間) 繊維くず 5.5t/日(8時間) ゴムくず 1.4t/日(8時間) 金属くず 3.1t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日(8時間) がれき類 4.0t/日(8時間)	廃プラスチック類 3.8t/日(8時間) 紙くず 9.4t/日(8時間) 木くず 3.6t/日(8時間) 繊維くず 5.5t/日(8時間) ゴムくず 1.4t/日(8時間) 金属くず 3.1t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日(8時間) がれき類 4.0t/日(8時間)

施設の種類	圧縮・梱包施設(固定式)	破砕施設(固定式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734-11	
設置年月日	平成28年8月12日	平成29年8月25日
処理能力	廃プラスチック類 87.04t/日(8時間) 紙くず 43.28t/日(8時間) 木くず 112.96t/日(8時間) 繊維くず 51.76t/日(8時間) ゴムくず 127.04t/日(8時間) 金属くず 116.32t/日(8時間)	廃プラスチック類 4.61t/日(8時間) 紙くず 4.65t/日(8時間) 木くず 4.86t/日(8時間) 繊維くず 2.28t/日(8時間) ゴムくず 4.25t/日(8時間) 金属くず 9.43t/日(8時間)

施設の種類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業(安定型)にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	唐津市枝去木字捨梶92番、94番3、94番4、94番11、94番15、94番17、94番18、95番1、97番、98番1、98番2、98番3、99番、101番及び102番
設置年月日	平成23年10月31日
処理能力	面積: 29,001㎡、容量: 419,115㎡
許可年月日	令和2年3月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令元循環第16号

3. 許可の条件

県内で破砕施設又は固化施設を移動して使用する場合は、排出現場の敷地内に限る。 以下余白

(裏面へ)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年	5月14日	更新許可	(優良基準適合)
平成27年	4月14日	変更届	佐賀事業場及び破碎施設(株)御池鐵工所 MHM-30型)の追加並びに産業廃棄物の保管場所の追加
平成28年	8月12日	変更届	白石事業場における産業廃棄物保管場所の変更及び施設設置位置の変更(圧縮・梱包施設(YND1019型)、廃石膏ボードの破碎施設(GC-060H型)、廃プラスチック類等の破碎施設(MHM-30型)及び廃蛍光管の破碎施設(RJC2型))
平成28年	8月31日	変更許可	中間処理業(圧縮・梱包)における産業廃棄物の種類(木くず)の追加及び圧縮梱包施設(平成28年8月12日設置)の追加
平成29年	9月6日	変更届	白石事業場における破碎施設(NC-37S型)(平成29年8月25日設置)の追加及び圧縮・梱包施設(YND1019型)の廃止。
平成29年10月	4日	変更届	中間処理業(破碎)における水銀使用製品産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更。
平成29年11月30日		変更許可	中間処理業(圧縮・梱包)における産業廃棄物の種類(ゴムくず)の追加。
令和元年	7月26日	変更届	代表者の変更
令和2年10月	9日	変更届	安定型最終処分場の処理能力の変更(面積 9,095㎡→29,001㎡、容量 99,303 ㎡→419,115 ㎡) 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
無

禁複写

許可の状況

(産業廃棄物処分業)

氏 名	株式会社ナラタ	許可番号	04145060319
住 所	佐賀県唐津市宇木435番地1	電話番号	0955-77-1795
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
許可内容等			
許可等の種類	年 月 日	許可番号	許可等の内容
新規許可 変更届 変更許可	平成11年 5月14日 平成13年 1月19日 平成13年 3月29日	4125060319	中間処理業(焼却、破碎) 破碎施設の追加 破碎の産業廃棄物の種類(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず)及び 破碎施設の追加
変更届	平成13年 9月20日		破碎施設(3.2t)の追加、破碎施設(11.04t)の産業廃棄物の種類(廃プラスチック類)の廃止
変更届 変更届 変更届	平成13年12月10日 平成14年12月 1日 平成16年 4月28日		保管場所(佐賀市)の上限、高さの変更 焼却施設(1-1号、1-2号)の休止 焼却施設(1-1号、1-2号)の廃止 破碎施設移動式1号機の廃止 役員の変更
更新許可 変更許可	平成16年 5月14日 平成17年 6月30日		中間処理業(切断)(洗浄・分離)及び 産業廃棄物の種類(燃え殻、汚泥及びばいじん)の追加
変更許可	平成17年 9月13日	4145060319	最終処分業(安定型)及び産業廃棄物の種類(ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。))の追加
変更許可 更新許可 変更届 変更届	平成20年 9月16日 平成21年 5月14日 平成23年 1月14日 平成23年10月 5日	04145060319	中間処理業(破碎・切断)の追加 破碎施設及び保管場所の追加 破碎施設((株)御池鐵工所MHM-30型)の追加
変更届	平成23年11月 8日		安定型最終処分場(佐賀県指令7廃第1.6号(変更許可))の廃止及び安定型最終処分場(佐賀県指令22循環第22号)の追加
変更許可	平成24年 8月 1日		中間処理業(圧縮・梱包、固化)の追加及び産業廃棄物の種類(ゴムくず、汚泥(無機性汚泥に限る。))(石綿含有産業廃棄物を除く。))の追加
変更届 変更届	平成24年11月 1日 平成25年 1月24日		代表者の変更 破碎施設(平成24年11月15日設置)の追加
変更届 変更届	平成25年10月22日 平成26年 5月 2日		中間処理業(破碎・切断)の廃止 破碎施設(処理能力3.2t/日)に係る付属設備の廃止及び白石事業場の産業廃棄物(木くず)に係る保管容量の変更
更新許可	平成26年 5月14日		優良基準適合

(裏面へ)

許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
変更届	平成26年11月 7日		破碎施設（処理能力3.2t/日）の事業場内設置場所の変更及び産業廃棄物の保管場所の変更
変更届	平成27年 4月14日		佐賀事業場及び破碎施設（（株）御池鐵工所 MHM-30型）の追加並びに産業廃棄物の保管場所の追加
変更届	平成28年 8月12日		白石事業場における産業廃棄物保管場所の変更及び施設設置位置の変更（圧縮・梱包施設（YND1019型）、廃石膏ボードの破碎施設（GC-060H型）、廃プラスチック類等の破碎施設（MHM-30型）及び廃蛍光管の破碎施設（RJC2型））
変更許可	平成28年 8月31日		中間処理業（圧縮・梱包）における産業廃棄物の種類（木くず）の追加及び圧縮梱包施設（平成28年8月12日設置）の追加
変更届	平成29年 9月 6日		白石事業場における破碎施設（NC-37S型）（平成29年8月25日設置）の追加及び圧縮・梱包施設（YND1019型）の廃止。
変更届	平成29年10月 4日		中間処理業（破碎）における水銀使用製品産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更。
変更許可	平成29年11月30日		中間処理業（圧縮・梱包）における産業廃棄物の種類（ゴムくず）の追加。
変更届 変更届	令和 元年 7月26日 令和 2年10月 9日		代表者の変更 安定型最終処分場の処理能力の変更（面積 9,095㎡→29,001㎡、容量 99,303㎥→419,115㎥）

禁複写

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

許可番号 04175060319

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 平成26年（2014年）6月27日

許可の有効年月日 令和3年（2021年）6月26日

1. 事業の範囲

中間処理業（洗浄・分離）

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限り、廃棄物焼却施設に係るものに限る。）

ば い じん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限り、廃棄物焼却施設に係るものに限る。）

以上2種類

禁複写

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	洗浄・分離施設
設 置 場 所	唐津市宇木字栗崎856-2; 857, 859-1, 字釜太郎950-24, 950-25
設置年月日	平成17年1月20日
処 理 能 力	洗浄能力（使用水量） 3.2t/日（8時間）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月27日 更新許可 優良基準適合
令和 元年 7月26日 変更届 代表者の変更 以下余白5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無
無

許可の状況

(特別管理産業廃棄物処分業)

氏 名	株式会社ナラタ	許可番号	04175060319
住 所	佐賀県唐津市宇木435番地1	電話番号	0955-77-1795
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可 更新許可 変更届 更新許可 変更届	平成17年 6月30日 平成22年 6月30日 平成24年11月 1日 平成26年 6月27日 令和 元年 7月26日	4175060319 04175060319	中間処理業(洗浄・分離) 代表者の変更 優良基準適合 代表者の変更

禁複写

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。